

議 案 目 録

令和4年(2022年)9月5日

番 号	件 名
議案第 66 号	令和4年度(2022年度)彦根市一般会計補正予算(第8号)
議案第 67 号	令和4年度(2022年度)彦根市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
議案第 68 号	令和4年度(2022年度)彦根市休日急病診療所事業特別会計補正予算(第2号)
議案第 69 号	令和4年度(2022年度)彦根市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
議案第 70 号	彦根市議会議員および彦根市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 71 号	彦根市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 72 号	彦根市弓道場の設置および管理に関する条例を廃止する条例案
議案第 73 号	財産の取得につき議決を求めることについて
議案第 74 号	財産の取得につき議決を求めることについて
議案第 75 号	財産の取得につき議決を求めることについて
議案第 76 号	損害賠償の額の決定につき議決を求めることについて
議案第 77 号	令和3年度(2021年度)彦根市病院事業会計の決算につき認定を求めることについて
議案第 78 号	令和3年度(2021年度)彦根市水道事業会計の決算につき認定を求めることについて
議案第 79 号	令和3年度(2021年度)彦根市下水道事業会計の決算につき認定を求めることについて
議案第 80 号	彦根市監査委員の選任につき同意を求めることについて
議案第 81 号	彦根市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
議案第 82 号	彦根市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
議案第 83 号	彦根市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
議案第 84 号	彦根市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第 85 号	彦根市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 86 号	彦根市功労者の表彰につき同意を求めることについて
諮問第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
諮問第 2 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
報告第 14 号	損害賠償の額の決定について
報告第 15 号	損害賠償の額の決定について
報告第 16 号	令和3年度(2021年度)一般財団法人彦根市事業公社の決算状況について
報告第 17 号	第34期彦根総合地方卸売市場株式会社の決算状況について
報告第 18 号	第25期株式会社夢京橋の決算状況について
報告第 19 号	第19期株式会社四番町スクエアの決算状況について
報告第 20 号	市の債権の放棄について
報告第 21 号	市の債権の放棄について
報告第 22 号	市の債権の放棄について
報告第 23 号	市の債権の放棄について
報告第 24 号	市の債権の放棄について

議案第 70 号

彦根市議会議員および彦根市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 4 年(2022 年)9 月 5 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市議会議員および彦根市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

彦根市議会議員および彦根市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(平成 6 年彦根市条例第 25 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号ア中「15,800 円」を「16,100 円」に改め、同号イ中「7,560 円」を「7,700 円」に改める。

第 8 条中「7 円 51 銭」を「7 円 73 銭」に改める。

第 11 条中「525 円 6 銭」を「541 円 31 銭」に、「310,500 円」を「316,250 円」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 71 号

彦根市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 4 年(2022 年)9 月 5 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

彦根市職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年彦根市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(ア)中「という。)(」の次に「当該子の出生の日から第 3 条の 2 に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から 6 月を経過する日、」を加え、「、2 歳」を「当該子が 2 歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が 1 歳に達する日(以下「1 歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員が第 2 条の 3 第 2 号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この(ア)において同じ。))において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第 3 号に掲げる場合に該当して当該子の 1 歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期を更新され、または当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日または当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第 2 条第 4 号ウを削る。

第 2 条の 3 第 3 号中「養育するため、非常勤職員が当該子の 1 歳到達日(当該子を養育する非

常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業または当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合もしくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、または当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日または当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を「養育する非常勤職員が」に、「該当するとき」を「該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイおよびウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合)」に改め、同号中イをウとし、同号ア中「(当該非常勤職員が」の次に「前号に掲げる場合に該当して」を、「当該配偶者が」の次に「同号に掲げる場合またはこれに相当する場合に該当して」を加え、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業または当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合もしくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合またはこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、または当該任期の満了後

に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日または当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、」を「養育する非常勤職員が、」に改め、「各号」の次に「に掲げる場合」を加え、「とき」を「場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号および第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合)」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、またはこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条第5号を削り、同条第6号を同条第5号とし、同条第7号を同条第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に改め、「に伴い、当該」の次に「育児休業に係る子について、当該更新前の」を加え、「当該引き続き採用される」を「当該採用の」に改め、同号を同条第7号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)
第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第11条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条(第5号に係る部分に限る。)および第11条(第6号に係る部分に限る。)の規定の適用については、なお従前の例による。

議案第 72 号

彦根市弓道場の設置および管理に関する条例を廃止する条例案

上記の議案を提出する。

令和 4 年(2022 年)9 月 5 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市弓道場の設置および管理に関する条例を廃止する条例

彦根市弓道場の設置および管理に関する条例(平成 17 年彦根市条例第 33 号)は、廃止する。

付 則

この条例は、彦根市スポーツ・文化交流センターの設置および管理に関する条例(令和 2 年彦根市条例第 42 号)の施行の日から施行する。

議案第 73 号

財産の取得につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 4 年(2022 年)9 月 5 日

彦根市長 和田 裕 行

財産の取得につき議決を求めることについて

下記のとおり財産を取得することにつき、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 8 号の規定および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例(昭和 39 年彦根市条例第 15 号)第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

記

1 取得する財産

彦根市スポーツ・文化交流センター 移動式バスケットゴール

2 契約金額

25,850,000 円

3 契約の相手方

- (1) 所在地 彦根市彦富町 913 番地 1
- (2) 名 称 株式会社スポーツショップキムラ
- (3) 代表者 代表取締役 木 村 剛

4 契約方法

指名競争入札

議案第 74 号

財産の取得につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 4 年(2022 年)9 月 5 日

彦根市長 和 田 裕 行

財産の取得につき議決を求めることについて

下記のとおり財産を取得することにつき、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 8 号の規定および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例(昭和 39 年彦根市条例第 15 号)第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

記

1 取得する財産

災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車(Ⅱ型)

2 契約金額

63,919,220 円

3 契約の相手方

- (1) 所在地 兵庫県三田市テクノパーク 2 番地の 3
- (2) 名 称 株式会社モリタ 関西支店
- (3) 代表者 支店長 土 居 典 生

4 契約方法

指名競争入札

議案第 75 号

財産の取得につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 4 年(2022 年)9 月 5 日

彦根市長 和 田 裕 行

財産の取得につき議決を求めることについて

下記のとおり財産を取得することにつき、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 8 号の規定および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例(昭和 39 年彦根市条例第 15 号)第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

記

1 取得する財産

消防ポンプ自動車(CD-I 型)

2 契約金額

22,731,170 円

3 契約の相手方

- (1) 所在地 兵庫県三田市テクノパーク 2 番地の 3
- (2) 名 称 株式会社モリタ 関西支店
- (3) 代表者 支店長 土 居 典 生

4 契約方法

指名競争入札

議案第 76 号

損害賠償の額の決定につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 4 年(2022 年)9 月 5 日

彦根市長 和田 裕 行

損害賠償の額の決定につき議決を求めることについて

下記のとおり法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることにつき、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 13 号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 損害賠償の相手方

(1) 相手方 1

ア 住所 ○○○○○○○○○○○○○○

イ 氏名 ○ ○ ○ ○

(2) 相手方 2

ア 住所 ○○○○○○○○○○○○○○

イ 氏名 ○ ○ ○ ○

2 損害賠償の額

彦根市は、相手方に、損害賠償金として 1,025,876 円を支払う。

3 事案の概要

令和 3 年 12 月 26 日午後 10 時から午後 12 時までの間において、○○○○○○○○○の市が
所有する土地に存する樹木が大雪の影響により倒れ、当該土地の南側の相手方の家屋の一部に
接触したことにより、当該家屋の一部が破損したもの

議案第 77 号

令和 3 年度(2021 年度)彦根市病院事業会計の決算につき認定を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 4 年(2022 年)9 月 5 日

彦根市長 和田 裕 行

令和 3 年度(2021 年度)彦根市病院事業会計の決算につき認定を求めることについて

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、令和 3 年度(2021 年度)彦根市病院事業会計の決算につき、別冊のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定を求める。

議案第 78 号

令和 3 年度(2021 年度)彦根市水道事業会計の決算につき認定を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 4 年(2022 年)9 月 5 日

彦根市長 和田 裕 行

令和 3 年度(2021 年度)彦根市水道事業会計の決算につき認定を求めることについて

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、令和 3 年度(2021 年度)彦根市水道事業会計の決算につき、別冊のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定を求める。

議案第 79 号

令和 3 年度(2021 年度)彦根市下水道事業会計の決算につき認定を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 4 年(2022 年)9 月 5 日

彦根市長 和田 裕 行

令和 3 年度(2021 年度)彦根市下水道事業会計の決算につき認定を求めることについて

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、令和 3 年度(2021 年度)彦根市下水道事業会計の決算につき、別冊のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定を求める。

議案第 80 号

彦根市監査委員の選任につき同意を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 4 年(2022 年)9 月 5 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市監査委員の選任につき同意を求めることについて

彦根市監査委員に下記の者を選任することにつき、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 彦根市八坂町 1234 番地
- 2 氏 名 若 林 忠 彦
- 3 生年月日 昭和 22 年(1947 年)10 月 18 日

略 歴

わか ぼやし ただ ひこ
若 林 忠 彦

昭和 22 年 10 月 18 日生

- 1 住所 彦根市八坂町 1234 番地
- 2 学歴 昭和 45 年 3 月 同志社大学経済学部卒業
- 3 職歴 昭和 45 年 4 月 株式会社滋賀銀行入行
平成 5 年 4 月) 株式会社滋賀銀行長浜北支店長
平成 7 年 2 月
平成 7 年 2 月) 株式会社滋賀銀行審査部審査役
平成 9 年 5 月
平成 9 年 5 月) 株式会社滋賀銀行九条支店長
平成 12 年 4 月
平成 12 年 4 月) 株式会社滋賀銀行愛知川支店長
平成 13 年 10 月
平成 13 年 10 月 株式会社滋賀銀行退職
平成 13 年 11 月 しがぎんリース・キャピタル株式会社入社
平成 14 年 6 月) しがぎんリース・キャピタル株式会社常務取締役
平成 17 年 6 月
平成 17 年 6 月) しがぎんリース・キャピタル株式会社専務取締役
平成 23 年 6 月
平成 23 年 6 月 しがぎんリース・キャピタル株式会社退職
平成 23 年 7 月) 国立大学法人滋賀大学産業共同研究センター特任教授
平成 24 年 3 月
平成 24 年 3 月) 銀行業務検定協会彦根支部支部長
至 現 在

平成 24 年 4 月

) 国立大学法人滋賀大学社会連携研究センター特任教授

平成 28 年 3 月

平成 24 年 7 月

) 社会福祉法人大木会監事

至 現 在

平成 26 年 10 月

) 彦根市監査委員

至 現 在

平成 26 年 12 月

) 滋賀県後期高齢者医療広域連合監査委員

至 現 在

平成 28 年 4 月

) 国立大学法人滋賀大学社会連携研究センター客員教授

平成 31 年 3 月

議案第 81 号

彦根市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 4 年(2022 年)9 月 5 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

彦根市公平委員会委員に下記の者を選任することにつき、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 彦根市栄町二丁目 2 番 10 号
- 2 氏 名 横 井 康 素
- 3 生年月日 昭和 25 年(1950 年)11 月 9 日

略 歴

横 井 康 素

昭和 25 年 11 月 9 日生

- 1 住所 彦根市栄町二丁目 2 番 10 号
- 2 学歴 昭和 48 年 3 月 愛知学院大学商学部卒業
- 3 職歴 昭和 48 年 4 月 彦根市役所勤務
平成 10 年 4 月) 同和対策地域総合センター東山会館長
平成 13 年 3 月
平成 13 年 4 月) 市民共生部市民課長
平成 14 年 3 月
平成 14 年 4 月) 市民共生部国際交流課長
平成 14 年 12 月
平成 15 年 1 月) 彦根城博物館副館長
平成 17 年 3 月
平成 17 年 4 月) 教育委員会事務局教育部次長
平成 19 年 3 月
平成 19 年 4 月) 消防本部次長
平成 20 年 3 月
平成 20 年 4 月) 彦根市消防長
平成 21 年 3 月
平成 21 年 4 月) 総務部危機管理監
平成 23 年 3 月
平成 23 年 3 月 彦根市役所退職
平成 23 年 4 月) 東地区公民館長
平成 26 年 3 月

平成 26 年 9 月

) 彦根市公平委員会委員

至 現 在

平成 28 年 6 月

) 湖東定住自立圏共生ビジョン懇談会委員

至 現 在

令和 2 年 11 月

) 彦根愛知犬上広域行政組合公平委員会委員

至 現 在

議案第 82 号

彦根市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 4 年(2022 年)9 月 5 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

彦根市固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任することにつき、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 彦根市南川瀬町 1138 番地
- 2 氏 名 萩 野 宏 一
- 3 生年月日 昭和 30 年(1955 年)2 月 4 日

略 歴

はぎ の こう いち
萩 野 宏 一

昭和 30 年 2 月 4 日生

- 1 住所 彦根市南川瀬町 1138 番地
- 2 学歴 昭和 52 年 3 月 中部工業大学工学部卒業
- 3 職歴 昭和 52 年 4 月
) 株式会社ダイワハウジング
昭和 52 年 10 月
昭和 52 年 11 月
) 丸八建設株式会社
平成元年 3 月
昭和 53 年 12 月 2 級建築士知事登録
昭和 58 年 2 月 1 級建築士大臣登録
昭和 61 年 8 月 1 級建築施工管理技士大臣登録
平成元年 4 月
) 滋賀県立彦根工業高等学校定時制建築科教諭
平成 6 年 3 月
平成 6 年 4 月
) 滋賀県立八幡工業高等学校全日制建築科教諭
平成 22 年 3 月
平成 22 年 4 月
) 滋賀県立長浜北星高等学校全日制総合学科建築デザイン系列教諭
平成 27 年 3 月
平成 27 年 4 月
) 東近江市教育委員会歴史文化振興課
平成 28 年 3 月
平成 28 年 6 月
) 近畿職業能力開発大学校附属滋賀職業能力開発短期大学校
令和 2 年 3 月
平成 28 年 9 月
) 彦根市固定資産評価審査委員会委員
至 現 在
令和 3 年 4 月
) 滋賀県立彦根工業高等学校建設科非常勤講師
令和 4 年 3 月

議案第 83 号

彦根市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 4 年(2022 年)9 月 5 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

彦根市固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任することにつき、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 彦根市旭町 2 番 28 号
- 2 氏 名 生 駒 英 司
- 3 生年月日 昭和 32 年(1957 年)2 月 20 日

略 歴

生 駒 英 司

昭和 32 年 2 月 20 日生

- 1 住所 彦根市旭町 2 番 28 号
- 2 学歴 昭和 58 年 3 月 京都大学法学部卒業
- 3 職歴 平成 6 年 4 月 滋賀弁護士会登録
平成 6 年 4 月) 大東法律事務所
平成 11 年 8 月
平成 7 年 4 月) 法輪寺住職
至 現 在
平成 9 年 4 月) 大津地方裁判所長浜支部調停委員
至 現 在
平成 11 年 9 月) 生駒法律事務所
至 現 在
平成 17 年 4 月) 滋賀弁護士会会長
平成 18 年 3 月
平成 17 年 4 月) 滋賀県情報公開審査会委員
平成 19 年 3 月
平成 17 年 4 月) 滋賀県個人情報保護審議会委員
平成 19 年 3 月
平成 17 年 4 月) 彦根市情報公開審査会委員
至 現 在
平成 17 年 4 月) 彦根市個人情報保護審議会委員
至 現 在
平成 22 年 3 月) 米原市情報公開審査会委員
至 現 在

平成 22 年 3 月) 米原市個人情報保護審議会委員
至 現 在
平成 22 年 7 月) 近江八幡市公平委員会委員
至 現 在
平成 22 年 9 月) 彦根市固定資産評価審査委員会委員
至 現 在
平成 28 年 4 月) 彦根市行政不服審査会委員
至 現 在

議案第 84 号

彦根市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 4 年(2022 年)9 月 5 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

彦根市固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任することにつき、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 彦根市芹町 10 番 28-202 号
- 2 氏 名 中 川 学
- 3 生年月日 昭和 39 年(1964 年)6 月 14 日

略 歴

なか がわ まなぶ
中 川 学

昭和 39 年 6 月 14 日生

- 1 住所 彦根市芹町 10 番 28-202 号
- 2 学歴 平成 2 年 3 月 大阪市立大学経済学部卒業
- 3 職歴 昭和 58 年 4 月
) 大阪国税局総務部
昭和 59 年 6 月
昭和 59 年 7 月
) 東住吉税務署資産税部門
平成 2 年 6 月
平成 2 年 7 月
) 新宮税務署調査部門
平成 3 年 6 月
平成 3 年 7 月
) 右京税務署資産課税部門
平成 4 年 6 月
平成 4 年 7 月
) 大阪国税局事務管理課
平成 5 年 6 月
平成 5 年 7 月
) 大阪国税局情報処理部門
平成 10 年 6 月
平成 10 年 7 月
) 大津税務署資産課税部門
平成 13 年 6 月
平成 13 年 7 月
) 伏見税務署個人課税部門
平成 16 年 6 月
平成 16 年 7 月
) 東税務署資産課税部門
平成 20 年 6 月
平成 20 年 7 月
) 下京税務署法人課税部門
平成 24 年 6 月

平成 24 年 7 月

) 泉大津税務署資産課税部門

平成 26 年 6 月

平成 26 年 8 月 税理士登録

平成 26 年 9 月

) 中川学税理士事務所

至 現 在

令和元年 9 月

) 彦根市固定資産評価審査委員会委員

至 現 在

議案第 85 号

彦根市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 4 年(2022 年)9 月 5 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

彦根市教育委員会委員に下記の者を任命することにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 彦根市高宮町 2290 番地 2
- 2 氏 名 永 濱 隆
- 3 生年月日 昭和 42 年(1967 年)10 月 29 日

略 歴

なが はま たかし
永 濱 隆

昭和 42 年 10 月 29 日生

- 1 住所 彦根市高宮町 2290 番地 2
- 2 学歴 平成 5 年 3 月 関西医科大学卒業
平成 9 年 4 月 関西医科大学大学院入学(第一外科)
平成 13 年 3 月 関西医科大学大学院卒業
(第一病理学講座には平成 13 年 6 月まで在籍)
- 3 職歴 平成 5 年 4 月) 関西医科大学第一外科
平成 6 年 9 月
平成 6 年 10 月) 関西医科大学麻酔科研修
平成 7 年 3 月
平成 7 年 4 月) 天理よろず相談所病院腹部外科上級研修
平成 9 年 3 月
平成 9 年 4 月) 吉田病院外科医員
平成 10 年 3 月
平成 13 年 7 月) 関西医科大学第一外科助手 B
平成 14 年 3 月
平成 14 年 4 月) 医療法人社団安澤内科診療所勤務医
至 現 在
平成 24 年 5 月) 医療法人社団安澤内科診療所理事長
至 現 在
平成 25 年 4 月) 彦根市立彦根中学校 P T A 会長
平成 26 年 3 月
平成 26 年 4 月) 彦根市立彦根中学校 P T A 顧問
平成 27 年 3 月

平成 26 年 4 月

) 彦根市 P T A 連絡協議会副会長

平成 27 年 3 月

平成 26 年 10 月

) 彦根市教育委員会委員

至 現 在

議案第 86 号

彦根市功労者の表彰につき同意を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 4 年(2022 年)9 月 5 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市功労者の表彰につき同意を求めることについて

下記の者を本市功労者として表彰することにつき、彦根市功労者表彰条例(昭和 46 年彦根市条例第 6 号)第 2 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

氏名	住所	生年月日
小 山 茂 隆	彦根市松原一丁目〇〇〇〇	昭和 17 年〇〇〇〇〇〇
小 川 喜三郎	彦根市西沼波町〇〇〇〇〇〇	昭和 22 年〇〇〇〇〇〇
矢 吹 安 子	彦根市大藪町〇〇〇〇〇〇〇	昭和 21 年〇〇〇〇〇〇

功 勞 概 要

彦根市功労者表彰条例施行規則(昭和46年彦根市規則第17号)第2条第1項第2号(教育、学術、文化、体育の振興に貢献し、その向上に寄与した者)に該当する者

氏 名	こ やま しげ たか 小 山 茂 隆
住 所	彦根市松原一丁目〇〇〇〇
生年月日および年齢	昭和17年(1942年) 〇〇〇〇〇〇 79歳
該 当 事 項	体育功労
摘 要	<p>昭和58年から平成30年まで彦根市スポーツ少年団の本部長、副本部長および本部員ならびに彦根市体育協会の副会長として、バレーボール、バドミントン等の各種スポーツを通じ、小学生を中心とした青少年の健全育成に全市的な立場から指導されるとともに、組織の充実および発展に尽力され、本市のスポーツの発展に寄与された功績は大きい。</p> <p>(経歴は省略)</p>

(年齢は、令和4年11月20日時点の満年齢)

功 勞 概 要

彦根市功労者表彰条例施行規則(昭和46年彦根市規則第17号)第2条第1項第5号(永年にわたり、県議会議員、市議会議員、各行政委員会委員もしくは監査委員もしくはその他の委員または市職員として在職中特に市勢の振興発展に尽力した者)に該当する者

氏 名	お がわ き さぶろう 小 川 喜三郎
住 所	彦根市西沼波町〇〇〇〇〇〇
生年月日および年齢	昭和22年(1947年) 〇〇〇〇〇 75歳
該 当 事 項	市議会議員功労
摘 要	<p>平成19年から平成31年まで3期12年の永きにわたり、彦根市議会議員を務められ、この間、副議長、監査委員、福祉病院常任委員会委員長、福祉病院教育常任委員会委員長および決算特別委員会委員長の要職を歴任されるなど、市勢の振興発展に寄与された功績は大きい。</p> <p>(経歴は省略)</p>

(年齢は、令和4年11月20日時点の満年齢)

功 勞 概 要

彦根市功労者表彰条例施行規則(昭和46年彦根市規則第17号)第2条第1項第5号(永年にわたり、県議会議員、市議会議員、各行政委員会委員もしくは監査委員もしくはその他の委員または市職員として在職中特に市勢の振興発展に尽力した者)に該当する者

氏 名	やぶき やすこ 矢 吹 安 子
住 所	彦根市大藪町○○○○○○○
生年月日および年齢	昭和21年(1946年) ○○○○○ 76歳
該 当 事 項	市議会議員功労
摘 要	<p>平成11年から今日に至るまで6期24年の永きにわたり、彦根市議会議員を務められ、この間、副議長、生活文教常任委員会委員長、彦根城築城400年祭特別委員会委員長、総務常任委員会委員長、中学校給食実施のための特別委員会委員長、予算特別委員会委員長、決算特別委員会委員長、市民産業建設常任委員会委員長および企画総務消防常任委員会委員長の要職を歴任されるなど、市勢の振興発展に寄与された功績は大きい。</p> <p>(経歴は省略)</p>

(年齢は、令和4年11月20日時点の満年齢)

諮問第 1 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
上記の件につき諮問する。

令和 4 年(2022 年)9 月 5 日

彦根市長 和田 裕 行

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

法務大臣が委嘱する人権擁護委員の候補者に、下記の者を推薦することにつき、人権擁護委員
法(昭和 24 年法律第 139 号)第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記

- 1 住 所 彦根市大藪町〇〇〇〇〇〇〇
- 2 氏 名 武 部 康 広
- 3 生年月日 昭和 32 年(1957 年) 〇〇〇〇〇〇

略 歴

たけ べ やす ひろ
武 部 康 広

昭和 32 年〇〇〇〇〇〇生

- 1 住所 彦根市大藪町〇〇〇〇〇〇〇
- 2 学歴 〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- 3 職歴 〇〇〇〇〇〇〇
) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇
) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇 〇 〇
〇〇〇〇〇〇〇
) 〇〇〇〇〇〇〇
〇 〇 〇

諮問第 2 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
上記の件につき諮問する。

令和 4 年(2022 年)9 月 5 日

彦根市長 和田 裕 行

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

法務大臣が委嘱する人権擁護委員の候補者に、下記の者を推薦することにつき、人権擁護委員
法(昭和 24 年法律第 139 号)第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記

- 1 住 所 彦根市葛籠町〇〇〇〇〇
- 2 氏 名 〇 〇 〇 〇
- 3 生年月日 昭和 27 年(1952 年) 〇〇〇〇〇〇

略 歴

茶 木 作 夫

昭和 27 年〇〇〇〇〇〇生

- 1 住所 彦根市葛籠町〇〇〇〇〇
- 2 学歴 〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- 3 職歴 〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇
- 〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇
- 〇〇〇〇〇〇〇
-) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- 〇〇〇〇〇〇〇
- 〇〇〇〇〇〇〇
-) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- 〇〇〇〇〇〇〇
- 〇〇〇〇〇〇〇
-) 〇〇〇〇〇〇〇
- 〇〇〇〇〇〇〇
- 〇〇〇〇〇〇〇
-) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- 〇 〇 〇
- 〇〇〇〇〇〇〇
-) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- 〇〇〇〇〇〇〇
- 〇〇〇〇〇〇〇
-) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- 〇〇〇〇〇〇〇
- 〇〇〇〇〇〇〇
-) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- 〇 〇 〇

報告第 14 号

損害賠償の額の決定について

法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、議会に報告する。

令和 4 年(2022 年)9 月 5 日

彦根市長 和田 裕 行

専決第 6 号

損害賠償の額の決定について

法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和 4 年(2022 年)7 月 21 日

彦根市長 和田 裕 行

1 損害賠償の相手方

(1) 住所 ○○○○○○○○○○○

(2) 氏名 ○ ○ ○ ○

2 損害賠償の額

彦根市は、相手方に、損害賠償金として 22,000 円を支払う。

3 事案の概要

令和 4 年 1 月 27 日午前 9 時 5 分頃、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○において、ごみ集積所に向けて公用車を後退させたところ、相手方の住宅の塀に接触したことにより、当該塀が損傷したもの

報告第 15 号

損害賠償の額の決定について

法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、議会に報告する。

令和 4 年(2022 年)9 月 5 日

彦根市長 和田 裕 行

専決第 7 号

損害賠償の額の決定について

法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和 4 年(2022 年)7 月 21 日

彦根市長 和田 裕 行

1 損害賠償の相手方

(1) 住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

(2) 氏名 ○ ○ ○ ○

2 損害賠償の額

彦根市は、相手方に、損害賠償金として 362,100 円を支払う。

3 事案の概要

令和 4 年 5 月 3 日午前 9 時 50 分頃、○○○○○○○○○○地先の集合住宅の駐車場において、ごみの収集作業を終え公用車を発進させたところ、相手方の車両に接触したことにより、相手方の車両が損傷したもの

報告第 16 号

令和 3 年度(2021 年度)一般財団法人彦根市事業公社の決算状況について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 3 第 2 項の規定により、令和 3 年度(2021 年度)一般財団法人彦根市事業公社の決算に関する書類を、別添のとおり提出する。

令和 4 年(2022 年)9 月 5 日

彦根市長 和田 裕 行

報告第 17 号

第 34 期彦根総合地方卸売市場株式会社の決算状況について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 3 第 2 項の規定により、第 34 期彦根総合地方卸売市場株式会社の決算に関する書類を、別添のとおり提出する。

令和 4 年(2022 年)9 月 5 日

彦根市長 和田 裕 行

報告第 18 号

第 25 期株式会社夢京橋の決算状況について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 3 第 2 項の規定により、第 25 期株式会社夢京橋の決算に関する書類を、別添のとおり提出する。

令和 4 年(2022 年)9 月 5 日

彦根市長 和田 裕 行

報告第 19 号

第 19 期株式会社四番町スクエアの決算状況について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 3 第 2 項の規定により、第 19 期株式会社四番町スクエアの決算に関する書類を、別添のとおり提出する。

令和 4 年(2022 年)9 月 5 日

彦根市長 和田 裕 行

報告第 20 号

市の債権の放棄について

彦根市債権管理条例(平成 25 年彦根市条例第 12 号。以下「条例」という。)第 6 条の規定により、市の債権を放棄したので、条例第 7 条の規定により、議会に報告する。

令和 4 年(2022 年)9 月 5 日

彦根市長 和田 裕 行

1 市の債権の名称

改良住宅使用料債権

2 放棄した市の債権の額

486,400 円

3 市の債権を放棄した理由およびその内訳

条例第 6 条第 1 号に該当したもの

12 件 486,400 円

報告第 21 号

市の債権の放棄について

彦根市債権管理条例(平成 25 年彦根市条例第 12 号。以下「条例」という。)第 6 条の規定により、市の債権を放棄したので、条例第 7 条の規定により、議会に報告する。

令和 4 年(2022 年)9 月 5 日

彦根市長 和田 裕 行

1 市の債権の名称

奨学金貸付金債権

2 放棄した市の債権の額

120,000 円

3 市の債権を放棄した理由およびその内訳

条例第 6 条第 1 号に該当したもの

1 件 120,000 円

報告第 22 号

市の債権の放棄について

彦根市債権管理条例(平成 25 年彦根市条例第 12 号。以下「条例」という。)第 6 条の規定により、市の債権を放棄したので、条例第 7 条の規定により、議会に報告する。

令和 4 年(2022 年)9 月 5 日

彦根市長 和田 裕 行

1 市の債権の名称

彦根市立病院診療費用等債権

2 放棄した市の債権の額

6,970,497 円

3 市の債権を放棄した理由およびその内訳

(1) 条例第 6 条第 1 号に該当したもの

165 件 6,246,867 円

(2) 条例第 6 条第 2 号に該当したもの

1 件 100,000 円

(3) 条例第 6 条第 3 号に該当したもの

15 件 623,630 円

報告第 23 号

市の債権の放棄について

彦根市債権管理条例(平成 25 年彦根市条例第 12 号。以下「条例」という。)第 6 条の規定により、市の債権を放棄したので、条例第 7 条の規定により、議会に報告する。

令和 4 年(2022 年)9 月 5 日

彦根市長 和田 裕 行

1 市の債権の名称

水道料金債権

2 放棄した市の債権の額

1,515,000 円

3 市の債権を放棄した理由およびその内訳

(1) 条例第 6 条第 1 号に該当したもの

274 件 1,192,896 円

(2) 条例第 6 条第 2 号に該当したもの

4 件 21,805 円

(3) 条例第 6 条第 3 号に該当したもの

37 件 300,299 円

報告第 24 号

市の債権の放棄について

彦根市債権管理条例(平成 25 年彦根市条例第 12 号。以下「条例」という。)第 6 条の規定により、市の債権を放棄したので、条例第 7 条の規定により、議会に報告する。

令和 4 年(2022 年)9 月 5 日

彦根市長 和田 裕 行

1 市の債権の名称

学校給食費徴収金債権

2 放棄した市の債権の額

282,320 円

3 市の債権を放棄した理由およびその内訳

条例第 6 条第 1 号に該当したもの

68 件 282,320 円